

平成 15 年 9 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 音 通
代表者名 代表取締役社長 岡村 邦彦
(コード 7 6 4 7 大証 2 部)
所在地 大阪府高槻市栄町 1 - 2 3 - 1
問合わせ先 代表取締役副社長 仲川 進
(TEL 0 7 2 - 6 9 6 - 9 1 0 0)

新株予約権方式によるストックオプションに関するお知らせ

平成 15 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、当社第 23 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 15 年 9 月 26 日に決定する予定です。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 15 年 9 月 26 日を予定 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 300 個 (新株予約権 1 個につき 1,000 株) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 300,000 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 | 未 定 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未 定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで |
| 8. 新株予約権の行使条件 | 権利を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行行使することを要する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の 1 単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。 新株予約権の発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、社員又は嘱託社員であることを要する。ただし、当社又は当社の関連会社の取締役又は監査役が任期満了により又は法令変更にともない退任した場合又は当社もしくは当社の関連会社の社員又は嘱託社員が定年により退職した場合および会社都合等の正当な理由による退職の場合はこの限りではない。 |

新株予約権の発行時において当社業務委託取引先会社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当該会社の役員であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当該会社の役員でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数および行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りでない。その他新株予約権の行使の条件は、平成15年6月27日(金)開催の当社第23期定時株主総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。

9. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額中資本組入額

未 定

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役9名、従業員75名。
業務委託取引先会社の役員2名。

合計 86 名

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 15 年 5 月 20 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 15 年 6 月 27 日

以 上